

扶桑町地震対策補助金について

災害対策室 内線 352

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等の飛散防止、感震ブレーカーの設置等を補助対象とした地震対策費用の一部を補助します。(3年間限定)

◆ 補助額

1世帯につき1年度に1回を限度とし、補助対象となる地震対策の経費(消費税及び地方消費税の額を含む)の5分の4の額(100円未満は切捨て)で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円

◆ 補助対象になるもの

扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。

- 家具の転倒防止器具及びその取付費用
- 家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- 窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- 感震ブレーカー(分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ)及びその取付費用

- ◆ 期間 令和4年(2022年)3月31日まで
※ただし、各年度内に申請してください。
年度をまたいでの補助金申請は出来ません。

◆ 申請手続きについて

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。(①、②、③は、災害対策室窓口または扶桑町ホームページから入手できます。)

- ①扶桑町地震対策補助金交付申請書
 - ②同意書(賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときのみ提出が必要)
 - ③扶桑町地震対策補助金交付請求書
- 品名(規格)及び購入日(工事日)が記載された領収書(押印してある原本)等支払いの事実が確認できる書類
 - 地震対策実施後の写真
- ※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

扶桑町住宅対象侵入盗防犯対策補助金について

総務課 内線 215

空き巣や忍び込みなど、不法に家屋に侵入する犯罪を未然に防止するため、住宅対象侵入盗防犯対策を自ら居住する住宅に行う世帯に対し、費用の一部を補助しています。(3年間限定)

◆ 補助額

1世帯につき1回限りで、補助対象となる経費(消費税及び地方消費税の額を含む)の2分の1の額(100円未満切り捨て)で上限1万円

◆ 補助対象になるもの

- 玄関、勝手口等の出入り口の扉を、防犯対策に効果のある二重ロック等ができる扉に交換すること
- 玄関、勝手口等の出入り口の錠に補助錠、サムタンカバー、ガードプレート等を取り付けること
- 窓サッシ等のガラスを防犯対策に効果がある防犯ガラスに交換すること
- 窓サッシ等に防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること
- 住居にテレビ付インターホンを取り付けること
- 宅地内の屋外に防犯対策用砂利を敷くこと
- 宅地内の屋外にセンサーライトを取り付けること
- 宅地内の屋外に防犯カメラを設置すること
- その他防犯対策で特に効果がある対策と町長が認めたもの

- ◆ 期間 令和4年(2022年)3月31日まで
※ただし、各年度内に申請してください。
年度をまたいでの補助金申請は出来ません。

◆ 補助対象にならないもの

- 防犯対策以外の目的を有するもの(犬、門扉、フェンス、門灯等)
- 警備会社の委託契約
- 護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等)

◆ 申請手続きについて

次の書類を総務課へ提出して申請してください。(①、②は、総務課窓口または扶桑町ホームページから入手できます。)

- ①補助金交付申請書及び補助金交付請求書
 - ②同意書(賃貸住宅の場合のみ提出必要)
- 防犯対策の内容(品名)、購入日(工事日)が記載された領収書(押印してある原本)など支払いの事実が確認できる書類
 - 防犯対策実施後の写真
- ※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。